

労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく

「クレーン取扱業務等」特別教育 (玉掛け技能講習修了者対象)

一般社団法人 足利労働基準協会

一般社団法人 佐野労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、5トン未満のクレーンの取り扱い業務を行う者は、労働安全衛生法第 59 条第 3 項に基づく特別教育を受講し、その作業に就く必要があります。

今回は、玉掛け技能講習修了者を対象に実施しますので、ぜひこの機会に、該当する社員の方に受講していただくようご案内いたします。

記

- 1 日時 令和7年3月9日(日) 8:00~18:30
- 2 会場 オグラ金属株式会社(足利市川崎町 1310 番地) ※学科・実技とも
- 3 受講料 14,300円
※両協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として 3,300円が加算されます。
※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。
- 4 申込期間 令和 7 年 1 月 6 日(月)~2月21日(金) 定員40名
(グループで実技を行う関係上、申込が10名に満たない場合は、中止となります)
- 5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。
※詳しいことは、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL73-6660 Fax73-9555